

製品の安全を保証する「PSマーク」について

PSマークとは、製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律のことをいいます。）で規制されている製品に表示されているマークの事です。

PSマークには、自主検査と第三者機関の検査を義務づけている製品マーク（◇で囲んだ製品マーク）と、事業者の自主検査を義務づけている製品マーク（○で囲んだ製品マーク）があります。

◆消費生活用製品安全法（10品目）

- | | |
|--|--|
| <p>PS_C 特別特定製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇乳幼児用ベッド ◇携帯用レーザー応用装置 ◇浴槽用温水循環器 ◇ライター | <p>PS_C 特別特定製品以外の特定製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭用圧力なべ及び圧力がま ○乗車用ヘルメット ○登山用ロープ <p>など 全6品目</p> |
|--|--|

◆電気用品安全法（457品目）

- | | |
|--|--|
| <p>PS_E 特定電気用品</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇電気温水器 ◇延長コードセット ◇電熱式・電動式おもちゃ ◇電気ポンプ ◇ACアダプター <p>など 全116品目</p> | <p>PS_E 特定電気用品以外の電気用品</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気こたつ ○LEDランプ ○電気がま ○モバイルバッテリー ○電気冷蔵庫 ○ヘアアイロン <p>など 全341品目</p> |
|--|--|

◆ガス事業法（8品目）

- | | |
|---|---|
| <p>PS_{TG} 特定ガス用品</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器 ◇半密閉燃焼式ガスストーブ <p>など 全4品目</p> | <p>PS_{TG} 特定ガス用品以外のガス用品</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器 ○ガスコンロ <p>など 全4品目</p> |
|---|---|

◆液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（16品目）

- | | |
|--|---|
| <p>PS_{LPG} 特定液化石油ガス器具等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇カートリッジガスこんろ ◇半密閉式液化石油ガス用瞬間湯沸器 ◇カセット式たこ焼き器（カセットボンベを使用するもの） <p>など 全7品目</p> | <p>PS_{LPG} 特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調整器 ○一般ガスこんろ ○密閉式又は屋外式の液化ガス用バーナー付きふろがま <p>など 全9品目</p> |
|--|---|

事業者は規制されている対象製品で、PSマーク表示がない製品を、販売、陳列してはいけません。

規制されている対象製品の範囲については、[経済産業省ホームページ「製品安全4法」のページ](#)でご確認ください。

インターネット通販で対象製品を購入する際は、PSマーク取得済みの製品か、販売事業者の名前や住所、電話番号が記載されているか、返品が可能か、保証はどうなっているのか等、十分確認してから購入するようにしましょう。店舗で購入する際も、PSマークが表示されているか確認しましょう。

お困りの場合は、ひとりで悩まず、大阪市消費者センターまでご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話 **06-6614-0999**

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



消費生活相談窓口

メインキャラクター
エルちゃん

